



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 112/2020年4月号

発行日：2020年4月28日

多くの会社では、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅勤務を取り入れて業務にあたっていると思います。多少不便さはあるものの人命優先で考えれば致し方ないことだと思います。しかし、ピンチをチャンスと考え、働き方改革を更に一歩進めるには好機ではないでしょうか。様々な理由を付けて業務改革に二の足を踏んでいた経営者には、そのように考えると気持ちが楽になります。

### I. 主な最新情報（2020年3月1日～2020年3月30日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年3月 30日	実務 指針	業種別委員会実 務指針第14号 「投資信託及び 投資法人におけ る監査上の取扱 い」の改正につ いて	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、同日付けで「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせします。 今回の改正は、2020年3月17日付けで公表された監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の改正を踏まえ、監査報告書の文例について所要の見直しを行ったものです。 本改正は、2020年3月31日以後終了する営業期間に係る監査から適用されます。	2020年3月 31日以後終了 する営業期間か ら適用

## 2. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年3月 31日	研 究 報 告	学校法人委員会 研究報告第34 号「学校法人の 継続法人の前提 に関するQ& A」の公表につ いて	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究報告第34号「学校法人の継続法人の前提に関するQ&amp;A」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>2019年9月17日付けで改正した学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」では、監査基準の改訂及び監査基準委員会報告書の改正を踏まえて、監査報告書の記載事項として「継続法人の前提」に関する項目を追加いたしました。</p> <p>これを踏まえて、本研究報告では、会員が学校法人監査をするに当たり、監査基準委員会報告書570「継続企業」を適用する際の参考とすることを目的として、Q&amp;A方式で整理しました。</p>	—

## 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年3月 2日	研 究 報 告	地方公共団体監 査特別委員会研 究報告第2号 「地方公共団体 の外部監査人の ための外部監査 のガイドライ ン」及び公会計 委員会研究報告 第9号「地方公 共団体の外部監 査に関するQ& A」の廃止につ	<p>2020年2月20日付けで、公会計委員会研究報告第26号「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&amp;A」が公表されたことに伴い、同日付けで地方公共団体監査特別委員会研究報告第2号「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」及び公会計委員会研究報告第9号「地方公共団体の外部監査に関するQ&amp;A」を廃止しましたのでお知らせいたします。</p>	—

		いて		
2020年3月 2日	研 究 報 告	公会計委員会研究報告第25号「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2020年2月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会研究報告第25号「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、都道府県及び指定都市において内部統制制度が導入され、監査委員による内部統制評価報告書の審査が求められることとなりました。また、監査制度の充実強化として、監査委員監査の監査基準について国が指針を示すとともに、全ての地方公共団体において監査委員が監査基準を策定、公表し、これに従い監査等を行うこととされました。</p> <p>このような流れを受け、公会計委員会では、地方公共団体の内部統制制度について、2019年3月に総務省から公表された、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によっても解決しない実務上の論点とその対応策について調査・研究を行い、研究報告「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」として取りまとめました。</p> <p>本研究報告が、会員及び関係者の実務に役立ち、今後の内部統制制度及び地方公共団体の監査制度の更なる発展の一助となれば幸いです。</p>	—
2020年3月 12日	公 開 草 案	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>2018年7月5日及び2019年9月3日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、2019年11月25日付けで「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国大監査基準」という。）の改訂が公表されました。</p> <p>これを受けて、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直しを行うため、検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の見直しを終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p>	—

2020年3月 19日	研究 報告	非営利法人委員会研究報告第 19号「監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」を社会福祉法人に適用するに当たっての留意点」の改正について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年3月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第19号「監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を社会福祉法人に適用するに当たっての留意点」（最終改正2020年3月17日）を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>当協会では、法定監査導入初年度となる2017年度の社会福祉法人への監査の実施状況について調査を実施し、調査を通じて把握された社会福祉法人への監査業務の品質向上のための事項について、「社会福祉法人の法定監査導入初年度の監査実施状況調査に関する報告」（2019年3月29日）として会員・準会員向けに公表しました。</p> <p>この報告及び企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂並びにそれらに対応するために行われた監査報告書に関連する監査基準委員会報告書の改正を踏まえた見直しに対応して、本研究報告について所要の見直しを行っています。</p>	—
2020年3月 19日	研究 報告	非営利法人委員会研究報告第 17号「監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を社会福祉法人監査に適用するに当たっての留意点」の改正について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年3月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第17号「監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」を社会福祉法人に適用するに当たっての留意点」（最終改正2020年3月17日）を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>当協会では、法定監査導入初年度となる2017年度の社会福祉法人への監査の実施状況について調査を実施し、調査を通じて把握された社会福祉法人への監査業務の品質向上のための事項について、「社会福祉法人の法定監査導入初年度の監査実施状況調査に関する報告」（2019年3月29日）として会員・準会員向けに公表しました。</p> <p>この報告及び企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂並びにそれらに対応するために</p>	—

			行われた監査報告書に関連する監査基準委員会報告書の改正を踏まえた見直しに対応して、本研究報告について所要の見直しを行っています。	
2020年3月19日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第22号「理事者確認書に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第22号「理事者確認書に関するQ&amp;A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、公益社団・財団法人、移行法人、一般社団・財団法人（移行法人を除く。）及び特例民法法人といった法人ごとの「理事者確認書」の具体的な記載例を示すとともに、これらの法人に特有の留意事項について、Q&amp;Aとして示したものです。</p> <p>本改正は、2019年6月12日付けで監査基準委員会報告書580「経営者確認書」が改正されたことを踏まえ、継続事業の前提についての記載の追加等所要の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針は今後改正が予定されており、同改正への対応は改めて行う予定です。</p>	
2020年3月19日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第21号「公益法人の継続事業の前提について」の改正について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第21号「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、継続事業の前提に関する注記について、公益法人に特有の問題点をQ&amp;A形式でまとめたものです。</p> <p>本改正は、2019年2月27日付けで監査基準委員会報告書570「継続企業」が改正され、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合における注記又は開示の適切性の記載が追加されたことなどを踏まえ、所要の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針は今後改正が予定されており、同改正への対応は改めて行う予定です。</p>	—

2020年3月 25日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第33号「社会福祉法人の理事者確認書に関するQ&A」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年1月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第33号「社会福祉法人の理事者確認書に関するQ&amp;A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号 最終改正平成30年3月20日）を採用している社会福祉法人の計算関係書類の監査等において、監査人が理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q&amp;Aとして示すとともに、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」に基づく理事者確認書の具体的な記載例を示したものです。</p> <p>本改正は、企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂及びそれらに対応するために行われた監査基準委員会報告書580「経営者確認書」の改正を踏まえ、所要の見直しを行ったものです。</p>	—
2020年3月 25日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第40号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認及びその後の社会福祉法施行規則の改正（2020年（令和2年）3月24日）を受けて、「非営利法人委員会実務指針第40号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本改正は、企業会計審議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴う監査基準の改訂並びに関連する監査基準委員会報告書の策定及び改正を受け、検討を行ったものです。</p> <p>本改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用されます。</p> <p>また、本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2019年5月10日から6月10日までの間、公開草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要及び対応につきましては、「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に記載してお</p>	2020年3月 31日以後終 了する事業年 度に係る監査 から適用

			ります。	
2020年3月 31日	研究 報告	学校法人委員会 研究報告第34 号「学校法人の 継続法人の前提 に関するQ& A」の公表につ いて	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究報告第34号「学校法人の継続法人の前提に関するQ&amp;A」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>2019年9月17日付けで改正した学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」では、監査基準の改訂及び監査基準委員会報告書の改正を踏まえて、監査報告書の記載事項として「継続法人の前提」に関する項目を追加いたしました。</p> <p>これを踏まえて、本研究報告では、会員が学校法人監査をするに当たり、監査基準委員会報告書570「継続企業」を適用する際の参考とすることを目的として、Q&amp;A方式で整理しました。</p>	—

#### 4. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

#### 5. 会計制度委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年3月 18日	意見	「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見について	<p>2020年2月10日に法務省民事局参事官室から「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この省令案に対する意見を取りまとめ、2020年3月10日付けで法務省民事局参事官室に提出いたしましたのでお知らせします。</p>	—

#### 6. その他

該当なし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項について説明したいと思います。特殊な状況下における監査人の対応指針は、被監査側でも有用と考えられますので是非参考にして下さい。なお文中の意見に係る部分については、私見である旨あらかじめ申し添えます。

#### 1. はじめに

各社においては、4月7日に政府から出された「緊急事態宣言」を受け、また各地方行政団体から矢継ぎ早に発表された外出自粛要請の影響で、平時における通常の決算業務の円滑な運営が極めて困難な状況となっております。また監査現場においても、監査人における十分な監査時間の確保と監査証拠の入手が困難な状況が続いており、法定期限内における監査結論の適切な表明が極めて難しい状況となっております。そのような中、日本公認会計士協会は、「新型コロナウイルス感染症の関連する監査上の留意事項」のその1からその4まで（2020年4月24日時点）及び会長声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について」を公表しています。

#### 2. 各公表物の概要

各公表物では、会計士協会各会員に対して、感染拡大のリスクに留意しながら、職業的専門家としての判断を行使しつつ被監査会社の協力を得て、十分かつ適切な監査証拠を入手できるようにするための監査上の留意事項について発出しています。

##### （1）監査手続きに係る留意事項

###### ①実地棚卸の立会

監査人が被監査会社から実地棚卸の立会取りやめ要請があるなどにより、実地棚卸の立会が実施できない場合があります。その場合には、代替的な手続きによる対応を考えなければなりません。例えば、実地棚卸日後の販売されたことを示す記録や文書を閲覧するなど実地棚卸日現在の棚卸資産の実在性及び状態についての十分かつ適切な監査証拠を入手できることがあります。従って、安易に監査人にとって不都合であるという理由のみで実務不可能と判断する十分な理由とはなりません。

###### ②残高確認

会社の事業が停止していることを理由に海外に所在する金融機関や企業から確認に対する回答が得られない場合が想定されます。このような場合は、残高確認に替わり代替的な証拠の入手による対応を検討する必要があります。例えば、確認に対する正規の書面による回答が得られないが、確認回答の複写を電子メール等の電子経路により入手して代替的に利用する場合、証拠力の評価を行う必要があります。その際、当該資料の信頼性に関する疑義を解消するための追加手続きが必要と判断されたときには、監査人は確認回答者が実際に回答を送信したかどうかを確認回答者に電話により確かめることがあるので留意が必要です。



### ③監査証拠の信頼性

被監査会社への往査が制限され、証憑の複写やPDF等の電子媒体に変更したものを監査証拠として利用する場合が想定されます。複写や電子媒体の場合、一般的に原本に比べ監査証拠力が劣るとされますが、直ちに追加の監査証拠が求められる訳ではありません。入手した監査証拠全体を統合して証拠力が十分でかつ適切であるか慎重に評価することが求められます。しかし証拠力に疑義が生じ追加手続きが必要と判断した場合には、電子媒体の作成と管理に関する内部統制について評価することが必要となります。

### ④グループ監査

構成単位の監査人の作業に制限等があった場合は、グループ監査チームは、被監査会社及び構成単位の監査人と一層のコミュニケーションを図る必要があります。その際、構成単位への影響及びその程度や構成単位の監査人が実施する作業への影響を理解し、監査基準委員会報告書600「グループ監査」の要求事項を満たすように留意が必要となります。

#### (2) 内部統制監査

事業活動に甚大な影響を及ぼしている地域に経営者の評価範囲としている拠点がありその手順が実施できない場合は、災害等、やむを得ない事情による評価範囲の制約に該当し、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ 3 (6) 評価範囲の制約」に従った対応をとることになると考えられます。

#### (3) 既に決算日を迎えた企業の監査対応

事業活動の縮小や停止、将来キャッシュ・フローの悪化、将来課税所得の見積りの下振れの可能性等の影響について、監査対象事業年度において会計処理を行うか、翌事業年度の会計処理として取り扱うか慎重な検討が必要となります。その際、開示後発事象に係る注記も検討対象となります。

#### (4) 不確実性の高い環境下における監査上の留意事項

①財務諸表の利用者等の意思決定に資するとういう公共の利益を勘案し、不確実性の高い環境下においても、それを要因として会計上の見積りの監査が困難であることを理由に監査意見を表明できないという判断は、慎重になされるべきであります。

②企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」

(2020年4月10日)に留意しながら監査を実施致します。その要旨は以下の通りです。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある。
- ・一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましい。但し、新型コロナウイルス感染症の影響については、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられることから、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定をおくことになる。
- ・企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらない。
- ・最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることにな

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

ることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることも考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報として開示が求められるものと考えられる。

- ③会計上の見積りの合理性の判断を行う際には、企業が、見積りに影響を及ぼす入手可能な情報をもとに、悲観的でもなく、楽観的でもない仮定に基づく見積りを行っていることを確かめます。監査人が、経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容することや、過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではありません。
- ④会計上の見積りの不確実性が財務諸表の利用者等の判断に重要な影響を及ぼす場合には、企業による追加情報等の開示や、監査報告書の強調事項を用いて、明確で、信頼でき、透明性のある有用な情報を提供することを検討します。
- ⑤継続企業の前提の検討においては、経営者が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策の検討、企業の資金計画表の分析、政府の経済支援策及び金融庁から2020年4月7日に発出された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について（要請）（貸出等の条件となっている財務制限条項（コベナンツ）に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱わないこと等が要請させている。）なども含む当該事象や状況を改善する要因の検討等を実施致します。そして十分かつ適切な監査証拠を入手し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについて実態に即して判断し、結論付けなければなりません。

#### （５）有価証券報告書等の提出期限の延長について

金融庁からの公表資料「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくても一律に本年9月末まで延長することとされており、対象は、有価証券報告書の他、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書を想定しています。

#### （６）会社法計算書類の監査について

連絡協議会からの発出された共同声明では、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査の業務を遂行していくことが求められることが認識されています。

会社法の計算書類の定時株主総会における報告は、以下2つの方法が考えられます。

- ① 定時株主総会の基準日を変更した上で、延長後の定時株主総会において報告する方法
- ② 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会社法第317条）の決議を求めた上で決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。

実際には、②の方法に現実味があると思われませんが、招集通知の印刷等の関係上、監査可否の判断期限は5月末になると思われます。

(7) 操業、営業停止中の固定費等の会計処理

新型コロナウイルス感染症対策のために、被監査企業が店舗の営業を停止又はイベントの開催を中止した場合には、当該営業停止期間中に発生した固定費や当該イベントの開催準備及び中止のために直接要した費用は、臨時性があると判断される場合が多いと考えられます。従ってその場合は、監査上損益計算書の特別損失の要件を満たし得るものとして取り扱うことが出来ると考えられます。但し、経常的な経営活動に伴う業績不振等による損失が特別損失に計上されることが無いよう留意が必要です。なお特別損失は、原則として当該損失を示す適当な名称付した科目をもって掲記しなければなりません。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703